又は監査委員会が、現に株主に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を株主に対して通知しなければならない。

4　取締役は、提供事業報告に表示すべき事項（前条第三項の事業報告に表示すべき事項を除く。）に係る情報について第一項の措置をとる場合には、株主の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。

**第六章**　［略］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| ［第一編～第四編　略］ | ［第一編～第四編　同上］ |
| 第五編　計算書類の株主への提供及び承認の特則に関する要件 | 第五編　計算書類の株主への提供及び承認の特則に関する要件 |
| 第一章　計算書類等の株主への提供（第百三十三条―第百三十四条） | 第一章　計算書類等の株主への提供（第百三十三条・第百三十四条） |
| 第二章　［略］ | 第二章　［同上］ |
| ［第六編～第八編　略］ | ［第六編～第八編　同上］ |
| 附則 | 附則 |
| （計算書類等の提供の特則） | |
| **第百三十三条の二**　前条第四項の規定にかかわらず、株式会社の取締役が定時株主総会の招集の手続を行う場合において、提供計算書類（同条第一項に規定する提供計算書類をいう。以下この条において同じ。）に表示すべき事項に係る情報を、定時株主総会に係る招集通知を発出する時から定時株主総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（会社法施行規則第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとるときにおける前条第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により株主に対して提供したものとみなす。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。 | |
| 一　前条第四項の措置をとる旨の定款の定めがあること。 | |
| 二　提供計算書類及びその附属明細書（第五号において「提供計算書類等」という。）についての会計監査報告の内容に第百二十六条第一項第二号イに定める事項が含まれていること。 | |
| 三　前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあっては、第百二十八条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。 | |
| 四　第百二十八条第二項後段、第百二十八条の二第一項後段又は第百二十九条第一項後段の規定により第二号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容が前号の意見でないこと。 | |
| 五　提供計算書類等が第百三十二条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。 | |
| 六　取締役会を設置していること。 | |
| ［条を加える。］ | |

**第二条**　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

（会社計算規則の一部改正）